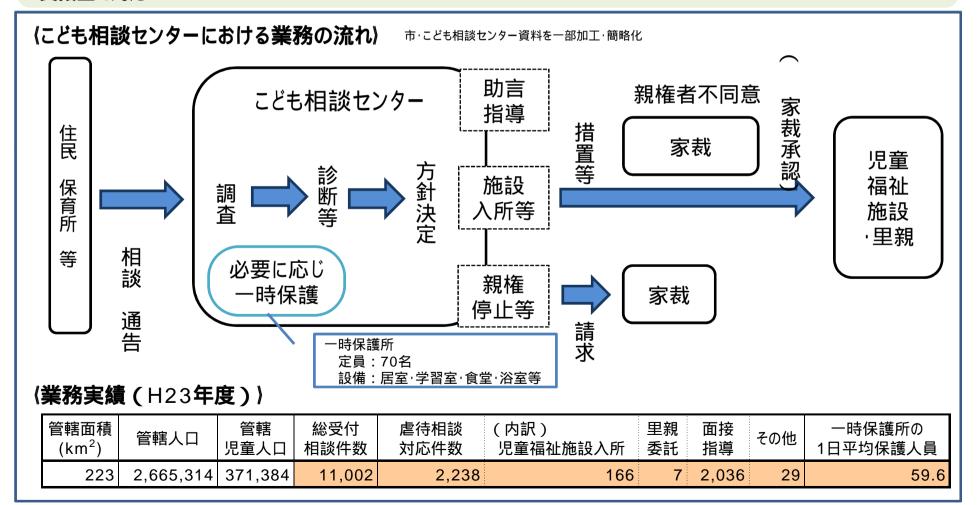
# 2 各事務事業項目について

児童相談所

- ◆ 大阪市では、政令市権限に基づいてこども相談センターを設置し、大阪市域を対象に、児童虐待をはじめ、養育困難、 非行、障がいなど、児童及びその家族に関する相談、助言、指導を実施
  - ・ 24時間・365日体制で「児童虐待ホットライン」を運営、相談・即応体制を整備
  - ・ 必要に応じて一時保護所で一時保護
  - ・ 長期的な保護が必要な場合などについては、児童福祉施設への入所を措置
- ◆ 各地域における相談、支援業務などについては、こども相談センターと連携のうえ、区役所の保健福祉センター内の子育て 支援室で対応



## 【事務執行体制】(平成24年11月1日現在)

組織人員:こども相談センター 170人(再任用職員を含む)

所長 1人、副所長 1人、管理・運営 G 12人、心理相談 G 10人、一時保護所 G 45人、保健医療 G 2人、児童虐待対応 G 31人、児童相談 G 40人、障がい・育成相談 G 11人、里親相談 G 4人、

教育相談 G 13人

参考 関連部署として24区役所に子育て支援室(概ね6人の体制)を設置

## 専門職等:

児童福祉司 84人(再任用職員6人を含む)、児童心理司 13人、医師 1人、保健師 2人、保育士 28人、 児童指導員 9人、看護師 1人、警察官(府派遣) 2人、教員 7人

施設:鉄筋コンクリート地上5階・地下1階建、延床面積8,499㎡

### 根拠法令:

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、少年法、及び同法施行令等

## 現行法上の事務主体(基本)

都道府県(児童福祉法第12条第1項等)、政令指定都市(地方自治法施行令第174条の26第1項)、 児童相談所設置市(児童福祉法施行令第45条の3第1・2 項)

都道府県・政令指定都市以外で設置しているのは2市(横須賀市、金沢市)

- ◆ 大阪府域では、大阪市のほか、政令市である堺市が子ども相談所を設置しており、両政令市を除く府域については、大阪府が6か所の子ども家庭センター(中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田)を設置・運営
- ◆ 大阪府域の児童相談所では、大阪市のこども相談センターが規模・相談件数とも最大
- ◆ 大阪市こども相談センターでは、府子ども家庭センターが実施していない24時間・365日体制の児童虐待ホットラインや 教育・特別支援教育相談を実施(教育・特別支援教育相談は府では教育センターが実施)
- ◆ 府子ども家庭センターでは、市こども相談センターが実施していない青少年相談・D V 相談を実施(DV相談は大阪市では市民局・子育て支援室が実施)

## 【府内の児童相談所の概要】

			管轄			23年度実績						
	児童相談所名	管轄地域	百精 面積 (km²)	管轄人口	管轄 児童人口	総受付 相談件数	虐待相談 対応件数	(内訳) 児童福祉 施設入所	里親 委託	面接 指導	その 他	一時保護所の 1日平均 保護人員
	中央 子ども家庭センタ <b>ー</b>	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市	177	1,185,935	194,877	7,541	1,410	74	1	1,316	19	10.2
	池田 子ども家庭センタ <b>ー</b>	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、 能勢町	288	657,104	106,450	3,015	608	23	0	564	21	3.4
	吹田 子ども家庭センター	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、 島本町	249	1,100,634	185,073	4,989	990	24	1	937	28	6.1
大阪府	東大阪 子ども家庭センター	八尾市、柏原市、東大阪市	128	855,766	132,146	4,673	1,034	66	1	913	54	6.9
府	富田林 子ども家庭センター	富田林市、河内長野市、松原市、 羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村	289	636,008	106,891	3,524	723	25	0	691	7	4.0
	岸和田 子ども家庭センター	岸和田市、泉大津市、貝塚市、 泉佐野市、和泉市、高石市、 泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、 田尻町、岬町	440	922,518	169,620	4,393	946	54	1	882	9	11.9
	計		1,571	5,357,965	895,057	28,136	5,711	266	4	5,303	138	42.5
堺市	子ども相談所	堺市	150	841,966	140,881	4,324	951					12.3

児童人口はH22年度国勢調査

職員数は平成24年度当初体制

大阪府のデータ:大阪府福祉部による

堺市のデータ: 厚生労働省 福祉行政報告例(平成23年度)による。一時保護所の1日平均保護人員: 対応件数(延4,501日件) / 365日で算出

# 全国の児童相談件数等との比較

- ◆ 大阪府域の児童相談所(府·大阪市·堺市)に対する児童相談の状況をみると、総受付相談件数、虐待相談への対応件数ともに全国最多
- ◆ 各自治体ごとにみた場合、大阪府は総受付相談件数、虐待相談への対応件数ともに第1位、大阪市は総受付相談件数で第9位、虐待相談対応件数で第6位
- ◆ 児童相談所1か所当たりの平均件数でみた場合、大阪市は総受付相談件数、虐待相談対応件数ともに第1位

## 【全国の児童相談の状況】

	都道府県全体				自治体別								
	総受付相談件数		炎件数 虐待相談対応件数		総受付相談件数		虐待相談対応件数		児童相談所1か所当たりの平均件数				
									総受付相	談件数	虐待相談対応件数		
第1位	大阪府	43,462件	大阪府	8,900件	大阪府	28,136件	大阪府	5,711件	大阪市(1)	11,002件	大阪市(1)	2,238件	
第2位	神奈川県	31,570件	神奈川県	7,296件	東京都	25,154件	東京都	4,559件	京都市(1)	8,973件	大阪府(6)	952件	
第3位	東京都	25,154件	東京都	4,559件	横浜市	15,877件	埼玉県	3,461件	仙台市(1)	7,061件	堺市(1)	951件	
第4位	愛知県	18,027件	埼玉県	4,360件	埼玉県	14,221件	横浜市	2,702件	神戸市(1)	5,436件	さいたま市(1)	899件	
第5位	福岡県	17,978件	千葉県	2,960件	愛知県	13,410件	千葉県	2,388件	札幌市(1)	5,158件	広島市(1)	858件	
第6位	兵庫県	17,933件	愛知県	2,628件	兵庫県	12,497件	大阪市	2,238件	大阪府(6)	4,689件	相模原市(1)	778件	
第7位	埼玉県	17,661件	広島県	2,347件	千葉県	12,006件	神奈川県	2,136件	北九州市(1)	4,628件	横浜市(4)	676件	
第8位	北海道	16,973件	兵庫県	2,228件	北海道	11,815件	兵庫県	1,618件	堺市(1)	4,324件	神戸市(1)	610件	
第9位	千葉県	15,768件	福岡県	1,724件	大阪市	11,002件	愛知県	1,499件	横浜市(4)	3,969件	京都市(1)	591件	
第10位	京都府	12,299件	北海道	1,515件	福岡県	9,534件	広島県	1,489件	福岡市(1)	3,816件	埼玉県(6)	577件	

厚生労働省 福祉行政報告例(平成23年度) を基に作成

児童相談所1か所当たりの平均件数:総受付相談件数、虐待相談対応件数について、各自治体が設置している児童相談所数(( )内にか所数を記載、支所・分室・駐在等を除く)で除したものであり、 各児童相談所の実績ではない

- ◆ 平成16年の児童福祉法改正法及び平成17年2月の児童相談所運営指針(厚生労働省)改正により、 中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市にも、政令で指定のうえ児童相談所を設置することが 可能になった。
- ◆ これを受け、平成18年4月に中核市である横須賀市と金沢市が児童相談所を設置した。
- ◆ 平成24年12月の地方制度調査会「大都市制度の中間報告」でも、都道府県から中核市・特例市、特別 区に移譲すべき事務として児童相談所が挙がっている。

## 厚生労働省の児童相談所運営指針(H17.2.14改正時)

「中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に、政令で指定する市(児童相談所設置市)も、児童相談所を設置することができることとされた。この場合の設置数は、人口50万人に最低1か所程度が必要であり、各都道府県等の実情(地理的条件、利用者の利便、特殊事情等)に対応して設置されることが適当である。」

この改正を受け、中核市である横須賀市と金沢市が児童相談所を設置(H18.4.1) 【参考】横須賀市・金沢市の児童相談所の概要

	<b>笠</b> ‡	管轄	<b>*</b> ***********************************	福祉職員 (児童福祉司)	臨床心理職員 (児童心理司)
	管轄人口	児童人口	施設面積	総人口/職員	総人口/職員
				児童人口/職員	児童人口/職員
	市 418,325			13.0	8.0
横須賀市		63,459	1,193㎡	32,179	52,291
				4,881	7,932
				11.0	4 . 0
金沢市	462,361 75,19	75,199	824m²	42,033	115,590
				6,836	18,800

児童人口はH22年度国勢調査、職員数は平成24年度当初体制について両市にヒアリング

第30次地方制度調査会第26回専門小委員会資料・大都市制度についての専門小委員会中間報告(H24.12)「今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられる」

「都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべきである」

# 東京都区の状況

- ◆ 平成22年6月に都区間で児童相談所を区に移管する方向で整理し、あり方検討を行うことで合意したが、 その後進展なし。
- ◆ 地制調の専門小委員会においても、児童相談所に関して、都は移譲するには区の体制整備が必要、区は 移譲すべき、などそれぞれの主張。

## 東京都における児童相談所のあり方に関する検討状況

・ 第25回都区のあり方検討委員会幹事会(H22.6.29)において、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、移管するとした場合の課題とその解決策、都区の連携のあり方等について議論を進めることで合意

#### < 検討メンバー >

都側: (総務局) 区市町村制度担当部長、同課長

(福祉保健局) 少子社会対策部長、計画課長、育成支援課長、事業推進担当課長、

事業調整担当部長、区市町村連絡調整担当課長

区側:各区福祉関係部課長、区企画財政担当部長、

区長会事務局次長、同調査第1課長、同制度担当課長(区側は14名程度を想定)

ただし、部会については、原則として課長級以下で構成

地制調の専門小委員会においても、児童相談所の権限移譲に関して、都と区はそれぞれの主張に終始

- ・ 東京都の意見:「もし、こうした事務を全て市区町村に委ねていくということであれば、複雑化、深刻化する子供を取り巻 〈環境に専門的かつ広域的にも対応できる体制が、それぞれの市区町村において整備されることが必 要不可欠」
- 特別区長会の意見:

「特に、児童相談所の移譲については、現下の最大の課題」

「一つの相談事例の中には複合的な問題が潜んでいることを考えると、住民生活に密着している特別区こそが、子ども家庭支援センター・保健所・福祉事務所・保育園・学校等はもとより、児童委員・民生委員、また地域の警察署との連携によって、幅広い支援体制やネットワークを組むことができる。特別区という一つの体制の下でよりスムースな意思決定が可能となり、悲惨な事件や事故を防ぐことができると考えている。」

## (事務の特質)

- ◆ 児童相談所が実施する児童・家族の相談・助言・指導等は、地域で実施すべき住民に身近な行政サービスであるが、一方で、緊急時に迅速に対応できる体制や高い専門性、措置等に伴う一定の施設が必要になるなど、全ての市町村が(それぞれ単体で完結的に)担える事務とは言えない特質を有している。
- ◆ また、大阪市を含む府域の児童相談所は、全国的に見ても児童相談や虐待相談の対応件数が多く、児童相談の充実強化が求められている。

こうした事務の特質と課題を持つ児童相談所を広域自治体と特別区のどちらが担っていくのか。

# 選択肢

A案:広域自治体が担う

B案:特別区が担う

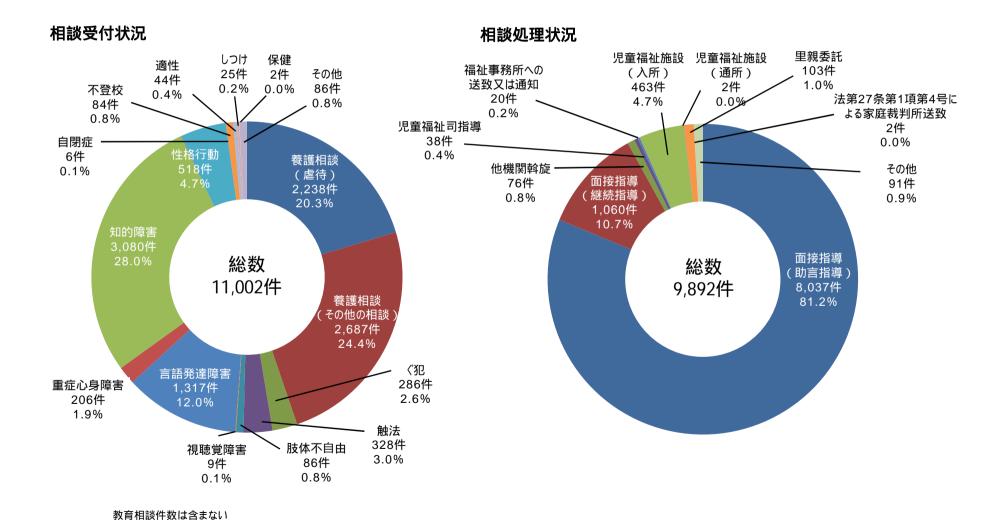
# 検討の方向性

	A <b>案</b> 広域自治体が担う	B <b>案</b> 特別区が担う
効果	広域自治体に一元化することで ・ 緊急時の対応体制や専門人材の確保 ・ ノウハウの蓄積・活用 ・ 効率的、安定的な施設の確保 等が可能になるのではないか。	住民に身近なところに児童相談所を設置することで、 区長の方針や考え方の反映が容易となり、特別区の 実情に応じた特色ある施策展開やよりきめ細かな対応が 可能になるのではないか。 (地域、NPOと連携したネットワークづくり、児童の被害 を防止する体制強化等)
課題	区長の方針や考え方のもと、特別区の実情に応じた施 策展開やよりきめ細かな対応を行うのは難しいのではな いか。	特別区単体で、 ・緊急時の対応体制や専門人材の確保 ・施設の確保 ・ノウハウの蓄積、活用 などを全て備えることは難しいのではないか。 その場合、特別区間または広域自治体との人事交流やノウハウ共有化の仕組みなどを検討することが必要ではないか。 あわせて、措置等に伴う児童福祉施設の広域的な確保と調整の仕組みなどについても検討することが必要ではないか。

住民に身近な特別区が児童相談所を設置できるような方向で制度設計に着手。 今後、特別区の規模・区割ごとに事務分担や財源配分、職員体制などの検討を進めるなか で、専門人材や施設の確保等についても精査・検証を重ね、方向性を確定していく。

# 参考資料

## 参考1 - 相談受付状況及び相談処理状況



東京都では、児童相談センターをはじめ、計11か所の児童相談所を設置・運営4つの児童相談所に6か所の一時保護所を設置

					平成23年度業務実績				本務	職員			
児童相談所名	管轄地域	<b>面積</b> <b>(</b> km²)	管轄人口	管轄 児童人口	H23年度 総受付 相談件数	うち 虐待相談 対応件数	(内訳) 児童福祉 施設入所	里親 委託	面接 指導	その他	一時保護所 の1日平均 保護人員	福祉 (児童福 祉司等)	心理 (児童心 理司等)
児童相談センター	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、島しま	564	2,316,980	274,183	10,834						(3か所)	75	17
墨田児童相談所	墨田区、江東区、江戸川区	104	1,387,392	209,299	2,079							8	6
品川児童相談所	品川区、目黒区、大田区	98	1,327,005	163,468	1,670							6	6
世田谷児童相談所	世田谷区、狛江市	64	955,889	124,237	1,076							7	5
杉並児童相談所	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市	77	1,189,136	122,761	1,368							6	5
北児童相談所	北区、荒川区、板橋区	63	1,074,664	131,103	1,770							7	5
足立児童相談所	足立区、葛飾区	88	1,126,012	165,991	1,064							22	6
八王子児童相談所	八王子市、町田市、日野市	285	1,187,092	184,978	1,632							22	5
立川児童相談所	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生 市、あきる野市、羽村市、西多摩郡	623	763,260	117,740	1,790							20	5
小平児童相談所	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久 留米市、武蔵村山市	128	1,120,376	172,898	878							8	5
多摩児童相談所	多摩市、府中市、調布市、稲城市	90	711,582	109,377	993							6	5
	計	2,184	13,159,388	1,776,035	25,154	4,559	428	20	2,654	441	169.9	187	70

面積:国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(H24.10.1現在)、人口:H22国勢調査、相談件数等:東京都福祉保健局 平成23年度年報より抜粋、虐待相談件数には非該当1,016件を含む、一時保護所の1日平均保護人員:東京都児童相談所事業概要(平成24年版)の一時保護所年間総保護人員(延べ62,022人)/365日で算出( は一時保護所設置児童相談所) 本務職員数:東京都児童相談所事業概要(平成24年版)から抜粋(H24.4.1現在)

### 【東京都特別区部の総人口及び児童人口】

(最小)千代田区(総人口:47,115人、児童人口:5,949人) (最大)世田谷区(総人口:877,138人、児童人口:113,965人)

X	総人口	児童人口
千代田区	47,115	5,949
中央区	122,762	14,640
港区	205,131	26,287
新宿区	326,309	30,319
文京区	206,626	24,171
台東区	175,928	18,120
墨田区	247,606	30,757
江東区	460,819	64,742

X	総人口	児童人口
品川区	365,302	42,326
目黒区	268,330	30,822
大田区	693,373	90,320
世田谷区	877,138	113,965
渋谷区	204,492	18,374
中野区	314,750	28,495
杉並区	549,569	51,044
豊島区	284,678	26,733

X	総人口	児童人口
北区	335,544	37,501
荒川区	203,296	26,392
板橋区	535,824	67,210
練馬区	716,124	105,515
足立区	683,426	101,456
葛飾区	442,586	64,535
江戸川区	678,967	113,800
特別区計	8,945,695	1,133,473

## 参考3 - 児童相談所運営指針(平成17年2月14日改正時)[抜粋]

#### 第1章 児童相談所の概要

### 第1節 児童相談所の性格と任務

#### 3 . 児童相談所の設置

(1) 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県(指定都市を含む。)に設置義務が課されている。(法第12条、第59条の4、地方自治法 第156条別表5)

また、<u>平成16年児童福祉法改正法により、平成18年4月からは、中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に、政令で指</u>定する市(児童相談所設置市)も、児童相談所を設置することができることとされた。(法第59条の4第1項)

<u>この場合の設置数は、人口50万人に最低 1 か所程度が必要であり、各都道府県等の実情(地理的条件、利用者の利便、特殊事情等)に対応して設置されることが適当</u>である。

児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「則」という。)第3条に定める事項について厚生労働大臣に報告しなければならない。(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第8条)

なお、児童相談所を設置するに当たっては、住民、利用者の視点に立った保健・福祉サービスを推進する観点から福祉事務所、保健所、知的 障害者更生相談所等の各事務所と統合を推進することも差し支えない。

### 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)[抄]

- 第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- 2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第二十二条第二項 及び第三項 並びに第二十六条第一項 に規定する業務を行うものとする。
- 3 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務(前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。)を行うことができる。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。
- 第59条の4 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。
- 2 前項の規定により指定都市等の長がした処分(地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務に係るものに限る。)に係る審査請求につい ての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。
- 3 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができる。
- 4 この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。

### 児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)[抄]

第45条の2 法第59条の4第一項の政令で定める市は、横須賀市及び金沢市とする。

## 参考4 - 第30次地方制度調査会第26回専門小委員会 「大都市制度についての専門委員会中間報告」(平成24年12月20日改正時)〔抜粋〕

## 第2 現行制度の見直し

- 2.中核市·特例市制度
- (2) 具体的な方策

## 都道府県からの事務移譲

今後、都道府県から中核市・特例市に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、中核市・特例市が多様である現状を踏まえると、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他については条例による事務処理特例制度を活用することについて検討すべきである。

条例による事務処理特例制度は、本来都道府県から市町村に事務の移譲を行う際に、両者間で適切に協議を行い、事務処理に必要な財源を適切に措置することにより、各市町村の規模・能力や地域の実情に応じた事務の移譲を行うことを企図した制度である。

しかしながら、移譲事務の内容については都道府県の意向が強く反映されているのではないか、また、事務移譲に伴う財源措置が不十分なのではないかとの懸念も存在する。このような懸念を払拭するため、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようにするための方策について、引き続き検討する。

## 3.都区制度

## (2) 具体的な方策

## 都から特別区への事務移譲

今後、都から特別区への更なる事務移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の高い財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏まえると、一般的に人口規模のみを捉えて基準にする必要はないものと考えられる。

<u>都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確</u>保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべきである。

また、特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他についてはそれぞれの事務に必要な規模・能力を踏まえて移譲を進めることとし、その際には、都とそれぞれの特別区の協議により、条例による事務処理特例制度を活用する方向で検討すべきである。

# 参考5 - 第30次地方制度調査会第23回専門小委員会「とりまとめに向けた考え方について(その2)(案)」に対する東京都の意見(平成24年11月7日)

## 「取りまとめに向けた考え方について(その2)(案)」 の記載内容(「5.都区制度」部分)

#### 東京都の意見

#### (1)都から特別区への事務の移譲

都から特別区への事務の移譲について検討する際には、 特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の 財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏ま えると、人口規模のみを基準にする必要はないのではない か。

都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職の確保等の観点から小規模な区の間で連携するといった工夫を講じつつ、移譲することが考えられるのではないか。

特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲 は法令で行うが、その他については規模・能力に応じて移 譲することとし、その際には、条例による事務処理特例制 度を活用することとしてはどうか。

#### (2)特別区の区域

今後の高齢化の進展や公共施設の更新需要の増加など、 社会経済情勢の変化を踏まえると、特別区の区域の見直し が必要となるのではないか。

#### (3)都区協議会

都区財政調整制度等に関する都区協議会における調整について、仮に協議が調わない事項が生じた場合、現行の自治紛争処理委員による調停に加え、都道府県と指定都市との間の協議会と同様に裁定の仕組みを設けることを検討してはどうか。

#### <特別区への権限移譲について>

東京のような大都市では、大都市としての一体的な都市経営と、きめ細かな住民サービスの両立が求められますが、それをどのように効率的・効果的に実現していくかが常に課題となります。

特別区への事務移譲を進める際には、事務処理特例制度を活用して規模・能力に応じて事務を移譲することも一つの方法かと存じます。

いずれにいたしましても、現場を熟知している都と区で真摯に議論し、都民であり区 民の行政サービス向上を目指して、様々な方法を活用しながら、適切な役割分担を実現 していきたいと思います。

#### < 児童相談所について>

地域における見守りの体制は市区町村を中心に整備されてきており、一時保護や施設への入所調整、家庭復帰や自立支援など、専門的かつ広域的な対応を都が担う体制となっております。

都においては、児童相談所と市区町村の子供家庭支援センターが連携しながら、児童 虐待などのケースに対応しているわけですが、もし、こうした事務を全て市区町村に委ねていくということであれば、複雑化、深刻化する子供を取り巻く環境に専門的かつ広域的にも対応できる体制が、それぞれの市区町村において整備されることが必要不可欠であると考えております。

これまで都と区の協議を通じて、東京都から特別区への事務移譲も進めてきましたが、都と市区町村で実施している研究会によりますと、今後、東京は2020 年をピークに人口減少に向かい、2040 年には高齢化率も30%を超え、2050 年には約440 万人の高齢者を抱える予想となっており、ご指摘のような、厳しい社会状況に対応できる行政体制の見直しも必要となってくると思われます。

今後とも、都民・区民に対する行政サービスの維持・向上を図るために、東京都と特別区の事務分担のあり方に加えて、特別区の区域のあり方についても検討が必要と考えており、都と区で真摯に議論していきたいと考えております。

特別区財政調整交付金の交付に関する条例はほぼ毎年改正を行っておりますが、条例 改正にあたって開催された都区協議会において、これまで様々な議論はありましたが、 都と区で合意に至らなかったことはございません。

私どもといたしましては、現時点で、裁定の仕組みをあらためて設ける必要は無いと 考えております。

今後とも、現場を担い熟知する都と区で真摯に議論を積み重ね、連携・協力しながら必要な改善を行い、都民サービスの維持・向上に努めてまいります。

# 参考6 - 第30次地方制度調査会第23回専門小委員会 <sup>元</sup> 「とりまとめに向けた考え方について(その2)(案)」に対する特別区長会の意見(平成24年11月7日)(抜粋)

#### 5.都区制度

(1)都から特別区への事務の移譲

都から特別区への事務の移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏まえると、人口規模のみを基準にする必要はないのではないか。

都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職の確保等の観点から小規模な区の間で連携するといった工夫を講じつつ、移譲することが考えられるのではないか。

- ・ 上記の二点については、正にご賢察の通りであり、特別区の行財政能力や特別区間の共同処理の実績と可能性等を踏まえれば十分対応できるものと考えている。
- ・ <u>特に、児童相談所の移譲については、現下の最大の課題</u>であり、我々の切実な思いを受け止めていただいたものと感謝している。
- ・ 移譲に際して課題となる児童福祉司等の確保、育成については、特別区が保有する保健師・保育士・ケースワーカー等の幅広い人材の活用が可能であり、これまで、子ども家庭支援センターで培ってきたノウハウも生かしながら、総合的な人材確保と育成を進めていく所存である。

また、一つの相談事例の中には複合的な問題が潜んでいることを考えると、住民 生活に密着している特別区こそが、子ども家庭支援センター・保健所・福祉事務所・ 保育園・学校等はもとより、児童委員・民生委員、また地域の警察署との連携によ って、幅広い支援体制やネットワークを組むことができる。

特別区という一つの体制の下でよりスムースな意思決定が可能となり、悲惨な事件や事故を防ぐことができると考えている。

・ 児童相談所を移譲していただき、相談、通告に始まり、調査、援助方針の確定、 一時保護、家庭復帰等に至る一連の支援体制の構築に責任を持って対応し、区民の 皆様に、特別区に権限が来てよかったと思っていただけるよう、持てる力を全て傾 けていく覚悟である。

## 参考7 - 公益財団法人特別区協議会 第6回特別区制度懇談会 資料1別紙4「児童相談所のあり方に関する検討関連資料」(平成23年6月2日)〔抜粋〕

1.児童相談所を先行して検討することとなった経緯

< 22.6.29 第25 回都区のあり方検討委員会幹事会 >

#### 

児童相談所と区の子ども家庭支援センターの連携不足等から、あってはならない事故が発生しており、児童相談所のあり方について一刻も早く検討に入る必要がある。

児童相談所については、これまでの検討で区に移管する方向で検討することで都区が一致しており、国においても設置を希望する市の体制と都道府県との連携が確保できることが確認できれば、速やかに設置市の指定を行うとしている。区側としては、早急に区に一元化して体制を整えるべきであると考えている。

まずは児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、移管するとした 場合の課題とその解決策、都区の連携のあり方等について議論を進めてはどうか。

#### 【都】

平成22年1月の江戸川区の事件を契機に、児童相談所と区の連携の重要性を改めて痛感している。こういった悲劇が繰り返されないようにするために、都と区で協議する必要性は大いにある。区側の提案の趣旨を受け止め、福祉保健局にも相談したい。



< 23.3.16 区長会総会資料 >

### 児童相談所のあり方に関する検討について

#### <趣旨>

都区のあり方検討において児童相談所を「区に移管する方向」で整理した際に、条件・課題として提示された事項の事務的検証を行うとともに、児童相談所や子ども家庭支援センターを取り 巻く課題及びその改善策について議論する。

#### <検討項目>

都区それぞれが「移管」の条件としたものについての課題の整理

虐待問題の深刻化など、情勢の変化を踏まえた「移管」の方向性の確認

移管の具体化までの、現在の都区の役割分担における当面の課題と改善の方向性の確認 など

### <検討組織>

基本的に、あり検幹事会とは切り離した位置付けとする。

部長級・課長級の体制でスタートし、具体の検討については課長級の部会を設けて検討を行う。

#### <検討メンバー>

都側: (総務局) 区市町村制度担当部長、同課長、

(福祉保健局) 少子社会対策部長、計画課長、育成支援課長、事業推進担当課長、

事業調整担当部長、区市町村連絡調整担当課長

区侧: 各区福祉関係部課長、区企画財政担当部長、

区長会事務局次長、同調査第1課長、同制度担当課長(区側は14名程度を想定) ただし、部会については、原則として課長級以下で構成